

岩手中部水道企業団建設工事請負契約に係る代理受領に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手中部水道企業団（以下「発注者」という。）が発注する建設工事において、岩手中部水道企業団建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）第39条第1項に規定する代理受領の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において代理受領とは、請負者（以下「委任者」という。）が、請負代金の全部又は一部の受領に係る権限を第三者（以下「受任者」という。）に委任することをいう。

(代理受領の承諾申請)

第3 委任者は、発注者の代理申請の承諾を得ようとするときは、請負代金代理受領承諾申請書（様式第1号）に記名押印し、受任者に請負代金等の受領権限を委任することを証する書面（様式第2号。以下「委任状」という。）を添えて、発注者に提出しなければならない。

(受任者の資格)

第4 受任者の資格は、貸付債権の保全、回収を容易に行うことを目的として、代理受領を行おうとする金融機関及び事業協同組合等が有するものとする。この場合において、金融機関とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合）をいう。

(代理受領の適用除外)

第5 次に掲げる場合は、代理受領を適用しないものとする。

- 1 請負代金の受領権限の委任において、発注者の相殺権を放棄させる等発注者の請求権を放棄させるものである場合
- 2 請負代金の請求権の全部又は一部について、仮差押、差押又は滞納処分がなされている場合
- 3 請負代金の請求権の全部又は一部について、発注者が債権譲渡を承諾している場合
- 4 発注者が、すでに他の金融機関に対し当該工事請負代金の代理受領を承諾している場合
- 5 請負代金の前払金に係る申請である場合
- 6 工事請負契約等における委任者の履行能力に疑義が生じている等、代理受領の承諾に不適当な事由がある場合

(代理受領の承諾)

第6 発注者は、提出書類を確認の上、代理受領を承諾する場合は、請負代金代理受領承

諾申請書の写しに記名押印し、委任者に交付するものとする。

2 発注者は、請負代金代理受領承諾申請書及び委任状の原本を保管するものとする。

(代理受領額の変更)

第7 委任者は、代理受領額を変更しようとするときは、請負代金代理受領(変更)承諾申請書(様式第3号)に記名押印し、委任状(変更申請用)(様式第4号)を添えて、発注者に対し提出しなければならない。

(代理受領額の変更の承諾)

第8 発注者は、提出書類を確認の上、代理受領額の変更を承諾する場合は、請負代金代理受領(変更)承諾申請書の写しに記名押印し、委任者に交付するものとする。

2 発注者は、請負代金代理受領(変更)承諾申請書及び委任状(変更申請用)の原本を保管するものとする。

(委任の解除)

第9 発注者から代理受領の承諾を受けた委任者及び受任者は、当該代理受領に関する権限の委任を解除した場合には、直ちに委任解除届(様式第5号)を発注者あて提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成26年9月19日から施行する。